

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
重 2-1	<p><b>高水敷の有効活用に係る河川法による許可申請の簡素化</b></p> <p>（提案の具体的内容） 住民自治協議会等がヨシや樹木の伐採等の維持管理を行う際に、高水敷を公園や運動場として改善する場合は、河川法による許可申請の手続きを簡素化する。</p> <p>（提案理由） 県内の高水敷には、ヨシや樹木などが繁茂し管理が行き届いていない場所も多数存在あり、特に住宅地に近い場合、環境・景観面や防犯において好ましくない。 高水敷の維持管理について、住民の手で改善したくても河川法許可申請手続きが高度で、一般の人にはハードルが高く、専門家に依頼すればそれ相応の費用が必要で、区などの予算で賄うことが困難で断念せざるを得ない。 高水敷を、治水安全を向上した上で有効活用するには、公園や運動場などに改善することが考えられる。これにより、健康増進、環境・景観の向上と防犯対策、地域連携強化などの効果が得られる。 荒れた高水敷を上記施設に改善する場合は、河川法第24条の面的占用の申請を簡素化することや、使用目的と活用内容により一時使用許可を通年使用許可（1年更新など）と緩和することで、高水敷の利活用が促進されるものと期待</p>	個人	建設部	建設部	<p>（竹木の伐採等に係る許可申請について） 河川法第27条により、河川区域内の竹木の伐採等を行う場合は、河川管理者（一級河川の場合は長野県）の許可を受けなければならない。 長野県では、地元住民が行う草刈り等の「河川愛護活動」に対し報奨金を支給しており、これを活用する場合は、活動団体の登録を行えば河川法の許可申請を行う必要はない。</p> <p>（河川敷地における公園や運動場等の設置に係る許可申請について） 河川法第24条により、河川敷地に公園や運動場等の施設を整備し、河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 河川管理者は、河川法に基づき国が発出する「河川敷地占有許可準則」に基づき申請に対する審査を行う。 基本的に許可は、占有主体が公共性・公益性を有する団体であること、河川敷地の適正な利用に資すると認められるもの、に対してのみ認められる。 このほか、平成11年に河川敷地占有許可準則に追加された「包括占有制度」により市町村が、平成23年の河川敷地占有許可準則の改正による「河川空間のオープン化」により地域の合意が図られた占有主体が許可を受けることができる。</p>	河川法第24条、第27条 同施行規則 河川敷地占有許可準則	<p><b>【現行制度で対応可能】</b></p> <p>○<b>竹木の伐採等について</b> 長野県では、県が管理する一級河川について、地元の皆さんが行っていただく草刈り、ゴミ拾いなどの「河川愛護活動」に対し、報奨金を支給する事業を行っています。 また、「わがまちの川」美化事業として、河川愛護活動と県との協働により河川内支障木の伐採等も行っており、要望箇所について対応しています。 この活動を行っていただく場合には、団体の登録をしていただければ河川法の許可申請等の必要はありませんので、ご提案理由にあるように住民自治協議会等の活動において許可申請の手続きや予算的な負担が課題である場合は、この制度の活用をご検討ください。</p> <p><b>【県で検討】</b></p> <p>○<b>河川敷地における公園や運動場等の設置について</b> 河川敷地占有許可準則の改正によって設けられた「包括占有制度」や「河川空間のオープン化」により、多様な主体が水辺空間を積極的に活用することが可能となっています。 県としても河川空間の活用を推進したいと考えており、下記のとおり制度の紹介及び具体的な提案をお寄せいただくHPを開設しました。具体的な構想がございましたら、建設部河川課又はお近くの建設事務所までご相談ください。 （URL） <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/kanri/openka.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/kanri/openka.html</a></p>

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
重 2-2	<p><b>石の湯ゲンジボタル安全対策にかかる手続き簡素化</b></p> <p>（提案の具体的内容） 「志賀高原石の湯ゲンジボタル公園」のホテル鑑賞者安全対策について、仮設物設置の申請を簡素化してほしい。毎年ほぼ同様の内容であり仮設物であるため、添付書類等簡略化できると思われる。（県教育委員会、北信地域振興局）</p> <p>（提案理由） 県担当課から求められる書類や写真が多く、業務量が多くなっている。</p>	市町村	観光部	環境部	<p>（自然公園法） 国立公園特別地域内にて工作物を設置したり、看板を設置したりする場合、環境大臣の許可が必要。 （自然公園法第20条第3項第1号及び第7号、同施行規則11条第1項、第21項及び第37項。） なお、仮設工作物の設置や広告物の掲出等は都道府県知事への法定受託事務。 許可の審査は、 ①風致景観への必要な措置が講じられていること ②風致景観の維持に著しく支障をきたさないこと ③当該行為と密接不可分な行為への申請があった場合に不許可となることが確実でないこと について、各行為共通の基本的な基準と、各行為毎に定められた基準との適合性により判断される。 仮設工作物設置の場合、設置期間は3年を超えないもの。 事業完了後に同内容にて行為を行う場合には再度申請が必要となる。</p> <p>（特別地域内における許可を要さない行為） 自然公園法施行規則第12条第30号（要旨） 原状回復が可能な場所において、地方公共団体が地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物の新改増築を行ったり、広告物等の設置等を行ったりする場合においては、当該催しに関し、以下に掲げる事項を記載した計画に基づくものであれば、当該催し開始日の30日前までに環境大臣（一定規模以下または都道府県知事）に計画を提出することで、許可不要となる。 ①催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間 ②風致の維持のために行われる措置の内容 ③原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期間 ④工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を環境大臣（一定規模以下または都道府県知事）に通知する旨</p> <p>※ 現行法上、同内容にて行為を行う場合（例年ほぼ同内容の仮設物を設ける等）は、施行規則第12条第30号の規定に基づき、事前に計画を提出することによって、許可不要の手続きとなっています。</p>	自然公園法第20条第3項第1号及び第7号同施行規則11条第1項、第21項及び第37項	<p><b>【現行制度で対応可能】</b></p> <p>地方公共団体が地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施する場合には、所定の計画を事前に提出することで許可申請が不要となっています。 当該計画の添付書類については、同じ内容の催しを毎年実施する場合、前年度にご提出いただいた既存資料を活用することもできます。 具体的な必要書類については、お近くの地域振興局環境課にご相談ください。</p>
重 2-2		市町村	観光部	教育委員会	<p>（文化財保護法） 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。 なお、ホテル鑑賞者安全対策については、軽微な現状変更として文化財保護法施行令第5条第4項第1号ハの規定により、県教育委員会の法定受託事務に該当。</p>	文化財保護法第125条項	<p><b>【現行制度で対応可能】</b></p> <p>提出書類等については、現状変更等の内容がわかる部分のみをご提出いただくなど、必要最小限となるよう運用しております。 同じ内容の安全対策を毎年実施する場合、前年度にご提出いただいた既存資料を活用することも可能です。具体的な必要書類については、県教育委員会事務局文化財・生涯学習課にご相談ください。 なお、文化財保護法の改正（平成31年4月1日施行）により、あらかじめ保存活用計画を定め、文化庁に認定された場合、当該計画に即した現状変更については、事後届出も可能となりましたので、あわせてご検討ください。</p>

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
重 2-3	<p><b>旧自治研修所の貸付による活用</b>                      (提案の具体的内容)                      旧自治研修所について、民間の撮影スタジオ等を参考として使用料又は貸付料を設定し、事業者等による映画の撮影等のための使用に供し、その収入を施設の維持管理費に充てるとともに、ロケ地として地域の活性化につなげる。</p> <p>(提案理由)                      旧自治研修所は、地方自治法及び長野県の財産に関する条例に基づき、行政財産の目的外使用許可または普通財産の貸付により、事業者等が映画の撮影場所として使用していると思われる。                      行政財産の目的外使用許可や普通財産の貸付における使用料等について、土地や建物の評価額や使用する期間を基に算定した場合、とりわけ築年数の古い施設を撮影のような短期間の用途で使用する場合は、民間の撮影スタジオ等における使用料（例：1時間あたり1万円）に比べて低価になりやすい。                      一方で、撮影では、撮影場所の固有の外観や雰囲気重視するため、使用料を払ってでも特定の場所を使用したいという事業者の声もある。                      旧自治研修所は、大正2年（1913年）竣工という古さから、維持管理や除却に要する費用等が課題となっているが、その古さを個性的なロケ地として活用し、地域の資源とできる可能性もあるため、行政財産の目的外使用許可制度の見直しまたはその他の貸付制度による有効活用を提案する。                      なお、維持管理費の回収が見込めない場合は、売却又は除却をすべきと考える。</p>	個人	観光部	総務部	<p>地方自治法の規定に基づき、財産の無償貸付等並びに行政財産の使用に係る使用料に関し必要な事項を定め、管理・処分する。                      県有施設におけるロケーション撮影に係る使用料は、観光部の事業で誘致している公益を目的とした事業に該当するため使用料の全額を免除しています。</p>	<p>地方自治法第238条の5                      財産に関する条例第6条                      財務規則第190～194条                      普通財産（土地・建物）貸付料算定基準等について（通知）</p>	<p><b>【施策・財政上の要望】</b>                      旧自治研修所の今後の利活用については、令和元年6月に「政策対話」を実施し住民等のご意見をお聞きしました。また、同年10月に「サウンディング型市場調査」を実施し、売却も含め民間事業者から幅広く利活用アイデアを求め、参入の意向や事業化の条件等をお聞きしたところです。                      これらの結果を踏まえ、県としましては、できる限り建物の外観を保存し、地域の活性化に貢献できる者を公募し売却したいと考えております。</p>
重 2-4	<p><b>若里公園におけるパークPFI制度の導入</b>                      (提案の具体的内容)                      若里公園にパークPFI制度を導入し、カフェを誘致してほしい。県立長野図書館やホクト文化ホールの催しと併せて人が集まる地域活性化の活動拠点を形成する。</p> <p>(提案理由)                      国が制度化し、全国的に先進事例もできているパークPFIが長野県にとって有効であるか検討し、有効と見込まれば積極的に実施すべき。</p>	個人	建設部	建設部	<p>(公園管理者以外の者の公園施設の設置等について)                      都市公園法第5条により、公園管理者以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。                      公園管理者は、当該公園施設が、公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものである場合等に限り、許可することができる。</p> <p>(公募設置管理制度（Park-PFI）について)                      同法第5条の2により、公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であって、設置の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるものについて、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針を定め、設置又は管理を行う民間事業者を公募により決定することができる。                      事業者は、設置する施設から得られる収益を公園施設に還元することを条件に、都市公園法上の特例措置を受けることができる。（設置管理許可期間の延長等）</p>	<p>都市公園法第5条、第5条の2</p>	<p><b>【施策・財政上の要望】</b>                      平成29年度の改正により、飲食店・売店等からの収益を公園施設の整備・更新へ充てる仕組みである公募設置管理制度（Park-PFI）が創設され、都市公園に優良な民間投資を誘導し、そこから得られる収益を公共還元することにより公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の再整備や公園利用者の利便の向上を図ることが可能となりました。                      Park-PFIは都市公園の運営にあたり有用な手法の一つであり、国も推進しているところです。長野県では、若里公園周辺に賑わいを生み出すための公園利活用方法の検討のため、サウンディング型市場調査を実施してまいります。</p>

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
重 2-5	<p><b>地元スポーツチームのバナー掲出の許可について</b></p> <p>（提案の具体的内容） 県の管理する道路の街灯、標識等において、地元スポーツチームのバナーを通年（シーズン中だけでも）掲出できるようにしてほしい。 全てのスポーツチームが難しければ、県と連携協定を結んでいるプロスポーツチームに限定して掲出できるようにするなどしてほしい。</p> <p>（提案理由） （県内スポーツチーム）では、ホームタウンバナーを市町村に贈呈したり、地元との交流やつながり強化に取り組んでおり、街のにぎわい創出に貢献している。 街中の道路などにバナーを掲出することで、街の個性を出し、さらなるにぎわい創出につながると考えられるため。</p>	個人	教育委員会	建設部	<p>（道路法による規制） 道路法第32条により、道路区域内の土地を占用しようとする者は、道路管理者の許可を受けなければならないとされています。 占用できる物件は道路法に限定列举されています。 長野県では、道路占用許可基準を策定し、これに基づいて道路占用の可否を判断しています。</p> <p>（長野県屋外広告物条例による規制） 屋外広告物を表示設置してはいけない物件（例：信号機、交通標識等）や、表示設置してはいけない禁止広告物（例：蛍光塗料を使用したもの等）を定めています。 屋外広告物の設置を禁止している禁止地域や一定の基準を満たすもののみ表示設置できる許可地域等を定めています。</p>	道路法第32条 長野県屋外広告物条例第2条第1項第7号 長野県屋外広告物条例施行規則第2条第3号	<p><b>【現行制度で対応可能】</b></p> <p>長野県とスポーツ関係団体で締結した「スポーツによる元気な信州づくり包括連携協定」の目的達成のためのバナーについて占用を認めています。設置できる箇所は道路照明及び街灯で、許可期間は3ヶ月以内（合理的理由があればシーズン期間中）を限度としています。 ご提案の街灯への設置にあたっては、大きさ等、一定の条件を満たせば現行制度で掲出が可能です。</p> <p>（条件の例）</p> <p>①道路管理者が設置した道路照明及び占用許可がなされている街灯及び取付金具に追加すること ②バナーの大きさは、1個につき縦2.0m横1.0m以内とする ③1本の街灯について設置できるバナーは2個までとする等</p>
重 2-6	<p><b>民間等による水辺の活用</b></p> <p>（提案の具体的内容） 河川区域内の土地の占用や工作物の新築等の行為を行う場合、河川法により河川管理者の許可を受ける必要がある。この際、占用施設については、公園、運動場等の福利厚生のために利用する施設や、道路、橋、上下水道等の公益性のある事業に係るもの、また、遊歩道、休憩所、親水施設等まちづくりに資する施設などに規定されていることから、主に公的機関の整備に係るものに限定されているのが現状。 このため、河川敷の有効活用の観点から、民間団体等が企画するイベントの実施、施設の整備等に拡大する。</p> <p>（提案理由） 川には、多様な自然があり、歴史があり、そこに集う人々の心を安らげ、豊かにする魅力がある。このような魅力ある河川の利用を拡大して、川の価値を生かし、地域の活性化に繋げる。</p>	個人	建設部	建設部	<p>（一時使用） お祭りや花火、ゴミの回収作業、マラソン大会などのイベント等については、河川管理上支障がないと認められる場合は、河川敷一時使用願の申請のみで使用可能です。</p> <p>（土地の占用） 河川法第24条により、河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川管理者（一級河川の場合は長野県）の許可を受けなければならないとされています。 河川法に基づく「河川敷地占用許可準則」が国から発出されており、それに基づき河川管理者が、申請に対する審査を行うこととなります。 基本的に許可は、占用主体が公共性・公益性を有する団体であること、河川敷地の適正な利用に資すると認められるもの、に対してのみ認められます。</p>	河川法第24条	<p><b>【現行制度で対応可能】</b></p> <p>○民間団体等が企画するイベントについて 一時的な使用であれば、「河川敷一時使用願」のみで実施が可能です。 県内でも、諏訪湖や佐久市の花火大会、松本市の女鳥羽川で実施している「水辺のマルシェ」等が、この制度を利用しています。</p> <p><b>【県で検討】</b></p> <p>○民間団体等による施設の整備について 平成23年の河川敷地占用許可準則の改正（河川空間のオープン化）により、地域活性化のための河川敷地の占用に関する規制緩和が行われました。これにより、地域の合意が図られた占用主体が、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能になっています。 県としても河川空間の活用を推進したいと考えており、下記のとおり制度の紹介及び具体的な提案をお寄せいただくHPを開設しました。具体的な構想がございましたら、建設部河川課又はお近くの建設事務所までご相談ください。 （URL） <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/kanri/openka.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/kanri/openka.html</a></p>

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
重 2-7	<p><b>観光客向けドローン撮影可能エリアの制定</b></p> <p>(提案の具体的内容) 観光客がドローン撮影をできる場所の制定</p> <p>(提案理由) ○観光客が撮影した動画等をyoutubeなどにアップロードすることで、知名度の向上や集客の増加に期待 ○旅行会社や外国人観光客からの問い合わせが年々増えている。</p>	個人	観光部	(国土交通省)	<p>(航空法による規制) 下記の空域でドローンを飛行させる場合は、国土交通大臣による許可が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港等の周辺の上空の空域</li> <li>・人口集中区域の上空の空域</li> <li>・150m以上の高さの空域</li> </ul> <p>これ以外の空域では、許可の申請は不要。</p> <p>許可の要否に関わらず、人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること等のルールがあり、このルールによらず飛行させようとする場合には、地方航空局長の承認を受ける必要がある。</p> <p>(その他の規制) 道路交通法（交通の安全のため）、電波法（無線機器の技術適合のため）等による一般的な規制</p> <p>このほか、施設の管理者や土地の所有者若しくは占有者が、管理上の都合等によりドローンの飛行を禁止している場合や、地方公共団体の条例等によりドローンの飛行を禁止している場合がある。</p> <p>(長野県都市公園条例による規制) 長野県では、長野県都市公園条例第8条により、都市公園におけるドローンの飛行を危険・迷惑行為等として原則禁止している。（申請に基づき安全性が確保され、危険・迷惑行為等に該当しないことが確認できた場合は使用を認める場合がある）</p>	航空法、航空法施行規則、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（最終改正平成30年1月31日付け国空航第1896号、国空機第2030号航空局長通知）長野県都市公園条例ほか	<p><b>【現行制度で対応可能】</b></p> <p>左記「制度の現状」欄に記載の空域を避け、ルールを守ることで、許可申請等の手続きを経ずドローンを飛行させることは可能です。</p> <p>したがって、観光事業者等が、関係する施設の管理者や土地の所有者若しくは占有者の合意を得た上で、場所を定めて観光客によるドローン撮影に供することは現行制度においても可能と考えます。</p> <p>なお県としましても、ドローンにより撮影されたダイナミックな視点からの映像は、視聴者に強い印象を与えるため、観光PRの重要なコンテンツの一つだと認識し、地域発元気づくり支援金事業において、ドローンを活用した地域の取り組みを支援している例もあります。</p>

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
重 2-8	<p><b>禁止・制限漁法の解除（許可申請要件の緩和）</b>                      （提案の具体的内容）                      長野県漁業調整規則第5条では、うけ漁法・やす漁法をするには知事の許可が必要とされているが、子供が「うけ」、「やす」、「もり」を使用する場合は、許可を不要としてほしい。                      漁業対象魚種の徒手採捕を、全漁協で可能にしてほしい。                      漁業調整規則や遊漁規則について、わかりやすいパンフレットやホームページなどにより理解を促進してほしい。</p> <p>（提案理由）                      子供が「うけ」、「やす」、「もり」、徒手採捕による遊漁を気軽に出来るようにすることで、子供達がもっと河川や湖沼で遊びたくなり、自然を愛する人や、遊漁を楽しむ人達が増えると思うため。高知県では、「塚(びん)漬(づけ)」について『ペットボトル等プラスチック製は可』としており、まさに子供達の為の例外許可だと考える。                      （令和元年8月現在）  <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040301/kasengyogu.html">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040301/kasengyogu.html</a></p> <p>漁業調整規則や遊漁規則は、釣りなどを嗜んでいない方には理解しづらい。もっとわかりやすいパンフレットやHPなどにより啓発することで、理解者も増え、川遊びに興味を持ち、親しむ人たちが増えると考ええる。</p>	個人	農政部	農政部 県内の漁業 協同組合	<p>（漁業調整規則）                      都道府県ごとに採捕の許可、禁止区域、禁止期間等を定めている。漁業法第65条により、知事が定めて農林水産大臣が認可する。</p> <p>（遊漁規則）                      漁業協同組合（以下、漁協という。）ごとに遊漁料、遊漁承認証、遊漁期間等を定めている。漁業法第129条により、漁協が定めて、知事が認可する。</p> <p>（漁具漁法について）                      ・「やす」、「うけ」の使用は、県調整規則第5条により知事の許可が必要だが、同条ただし書きにより、各漁協の遊漁規則に定めがある場合は知事の許可を受けずに行うことができる。                      ※R2年3月末現在、申請書で申請して遊漁料を支払えば、「うけ」は3漁協、「やす」は4漁協で使用可。                      ・「もり」、「塚(びん)漬(づけ)」は、県調整規則第25条により使用を禁止している。                      ・「徒手採捕」は、県調整規則に制約はなく、各漁協の遊漁規則に従って行うことができる。                      ※R2年3月末現在、口頭で申出て遊漁料を支払えば1漁協で可。</p>	長野県漁業調整規則第5条 同第25条 各漁業協同組合が定める遊漁規則	<p><b>【その他】</b>                      県内の各漁協では、遊漁料や組合員費を原資に、稚魚や成魚を購入して川や湖に放流したり、産卵場所を整備するなど、水産資源の増殖に取り組んでいます。</p> <p>このように、川や湖ごとに水産資源の状況が違うことなどから、魚を採捕する際のルールとして、地域の実情を踏まえた遊漁規則を漁協ごとに定めているところです。</p> <p>ご提案の漁法については、年齢や経験に関係なく採捕率が高いことなどから、使用が禁止、又は一部の漁協を除き知事の許可が必要とされておりますが、上述のように地域の水産資源などの実情に応じて各漁協が遊漁規則を定めていることを踏まえると、一律に規制を緩和することは難しいと考えます。</p> <p>なお、竿釣りであれば、原則すべての漁協で小学生以下は無料、中学生は無料又は一般の1/2の料金等で楽しんでいただくことができます。子どもたちが気軽に遊漁を楽しむ方法としてご活用ください。</p> <p>また、長野県漁業調整規則や各漁協の遊漁規則については、県ホームページにおいてより分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
重 2-9	<p><b>電動車いすとして認める機器の範囲拡大</b></p> <p>(提案の具体的内容)                      道路交通法施行規則における電動車いすの車体の大きさ(長さ 百二十センチメートル、幅 七十センチメートル、高さ 百二十センチメートル(ヘッドサポートを除いた部分の高さ)を超えないこと)を緩和する。</p> <p>(提案理由)                      ○現状では足が不自由な方は車椅子を使用し、座ったまま移動している。しかし、長時間座った姿勢を続けると循環器系や泌尿器系に悪影響が及ぶことや、長期的には骨密度の低下など健康寿命の短縮に繋がる。</p> <p>○さらに、心理的な観点からは、歩行者との目線の違いによる自尊心の低下や、視点が低いことにより見通しがきかない等の課題がある。</p> <p>○そこで、足が不自由な方の健康増進と、社会的インクルーシブ、生活の質向上などの観点から、立った姿勢で移動可能な車椅子の研究開発が進んでいる。</p> <p>○その一方で、日本国内では道路交通法施行規則に電動車いすの高さ寸法規制があり、身体的状態により真にやむを得なく大型の車椅子を使用する人に寸法規制の適用除外を個別に認めている。</p> <p>○したがって、通常車椅子使用者や長距離の歩行が難しい高齢者などが立った姿勢で移動可能な車椅子を使用する場合には、歩行者としての扱いを受けられない可能性がある。</p> <p>○特に、対人関係を育む場所、心身のリフレッシュを図る場所としての公共空間で立った姿勢で過ごすことの効果は身体面からも精神面からも非常に大きいと考えられ、こうした活動を可能とする規制緩和を提案致す。</p>	個人	健康福祉部	警察庁(国家公安委員会) 警察本部	<p>道路交通法第2条第3項第1号により、身体障害者用の車いすは、歩行者とされている。</p> <p>道路交通法施行規則第1条の4(原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準)では、                      第1項 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。                      ・長さ 120センチメートル                      ・幅 70センチメートル                      ・高さ 120センチメートル                      (ヘッドサポートを除いた部分の高さ)                      車体の構造は、次に掲げるものであること。                      ・原動機として、電動機を用いること。                      ・6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。                      ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。                      ・自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別できること。</p> <p>第2項 前項第1項の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車いすを用いることができない者が用いる車いすで、その大きさの車いすを用いることがやむを得ないことにつきその者の住居地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しないと規定されています。</p>	道路交通法 同施行規則	<p><b>【現状維持妥当】</b></p> <p>身体障がい者用の車いすを歩行者として扱うこととした趣旨は、身体障がい者にとって車いすは身体の機能を補完するものであるということ、身体障がい者が車いすで車道を通行することは危険であること等の理由からであり、身体障がい者用の車いすで歩道等を通行する上で、一定の基準は必要であると考えます。</p> <p>提案内容にある「立った姿勢で移動可能な車いす」を使用した場合、坂道や路面状態が悪い場所で転倒したり、不安定な走行になる危険性が高く、安全性も確認されていないことから、現時点での基準の緩和は困難です。</p> <p>なお、経済産業省が、新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例の提案を受けて、安全性等の確保を条件として、企業単位で規制の特例措置の適用を認める「新事業特例制度」を事業者向けに行っていますので、相談してください。</p> <p>(新事業特例制度のお問い合わせ先)                      経済産業省 経済産業政策局 産業創造課 新規事業創造推進室                      03-3501-1628(直通)                      shinjigyo-kaitaku@meti.go.jp</p>